

メランヒトンにおける道徳の基礎としての自然法 —エキュメニカルな道徳教育を求めて—

菱刈 晃夫

はじめに

19世紀後半、すでにニーチェ (Friedrich Wilhelm Nietzsche, 1844-1900) が「神は死んだ」と公言して以来⁽¹⁾、わたしたち現代人の多くは、ニヒリズムのただなかにある。このわたしたちが生きる世界の根底にあって、人間が少しでも幸せに生きる上で、究極の拠り所となるはずの宗教および道徳の原理が、じつは「妄想」であった、というニーチェの指摘は、その後の世界に大きな衝撃をもたらした。世界の背後、あるいは究極の価値の基準は存在しない、ということの明言。ここに、伝統的な「基礎づけ主義」(foundationalism)の教育は成り立たなくなる⁽²⁾。が、それは、すでに18世紀末のフランス革命うずまくパリで、かのサド侯爵 (Marquis de Sade, 1740-1814) によってすでに準備されていた。『ジュスチヌまたは美徳の不幸』(*Justine ou les Malheurs de la Vertu*, 1791) では、こう語られる。

無邪気な若い娘さんよ、あんたが頼りにしている宗教は所詮、人間と神との関係にすぎないのだから、被造物である人間が創造主に捧げねばならんと思った信仰なんて、その創造主とやらの実在それ自体が空想の産物だと証明されれば、たちまち消滅してしまうのだよ、このことをよくおぼえておくがいい⁽³⁾。

サドの思想においては、神の代わりに何の目的も意味ももたない自然が君臨する。

神なんて存在しない。自然はそれ自身で足りているのだ。自然は創造主を少しも必要としない⁽⁴⁾。

わたしたち一人ひとりの人間もまた、たとえば蛆虫と同様の生成変化のただなかにある。絶えざる生成と変化のみが、サドのいう自然の現実であり、法則である⁽⁵⁾。

しかし、こうした生成変化の^るつ^ぼのなかで⁽⁶⁾、おのれの存在の意味や目的を問わずして生きられるほどの強者が、どれほどいるであろうか。それは、ニーチェのいう超人であるが、こうした力をもつ超人へ向けての教育、すなわち力への教育とは、わたしたちが日常的にイメージする教育と、どうかかわるのであるか⁽⁷⁾。

ともかく、現代社会では、一方では究極的な価値や意味の世界たる「神」が死んで、アンモラルな無秩序に向かおうとする趨勢があるものの、他方では相変わらずの「神」に冀い、戦争や闘争の日々が、やはり無秩序に向かって繰り広げられている。これなら、「神は妄想である」ほうがましではないか⁽⁸⁾。どちらにせよ、わたしたちの日常生活は、世界的に見ても、不道徳かつ無道徳、あるいは反道徳的な色合いを強めつつあると思われる⁽⁹⁾。そして、わたしたちはいうにいわれぬ実存的不安のさなかにある⁽¹⁰⁾。ただし、ニーチェもいうように相変わらず「善人たちは、ただ長生きをし、あわれむべき快適な生活をするために、徳を持っている」⁽¹¹⁾。では、わたしたちは、ただ長生きをし、あわれむべき快適な生活をするために、自己中心的な「善人」を育てるために、徳の教育、つまり道徳教育に携わるのであろうか。

こうした現代の社会や教育の一般的状況を踏まえた上で、本稿では、ドイツの教師・メランヒトンにおける道徳の基礎としての自然法に、あらためて注目してみたい。

宗教改革者ルターの右腕として活躍したメランヒトン (Philip Melancthon, 1497-1560) は、いうまでもなくキリスト者であるが、元来はギリシア語教師としてヴイッテンベルク大学に赴任した人文学者 (ヒューマニスト) である。ルターからの強烈な影響の下、その思想も微妙に変化するものの、ルター的なキリスト教信仰を中軸としながら、広くギリシア・ローマの古典教養 (パイデア・フマニタス)、さらに多くのキリスト教教父の思想に通じていた⁽¹²⁾。彼にとっては、信仰への教育、すなわち (現代的表現を用いれば) 宗教教育こそ重要であるとはいうものの、それ以前の (しかも最後の) 段階として、徳への教育、(先と同じく現代的表現を用いれば) 道徳教育に対する大きなアクセントが見られる。主にアリストテレスとキケロの哲学や思想を、ルター神学の観点から変容させた独自のキリスト教的ヒューマニズムに基づいて、彼は道徳教育を大学人として自らも実践し、その原理を著し、さらに数多くの弟子であり後の教師を育成し、さらに教科書やカテキズムを残し、学校制度改革やカリキュラム改訂にも臨んだのであった⁽¹³⁾。ドイツの教師といわれる所以である。

メランヒトンにおいては、冒頭で「妄想」あるいは「空想」として否定された神は、むしろ現在しているものの、無秩序ではなく秩序ある現実生活へ向けた道德教育（社会の道德化）⁽¹⁴⁾にウエイトが置かれる点が、きわめて特徴的である。つまり、やはり「神」（ある者にとっては妄想）をめぐる宗教戦争によって争いの絶えない激動の時代であって、わたしたち一人ひとりの平和と幸福とを第一に願ったのがメランヒトンであった⁽¹⁵⁾。戦う人・ルターとのコントラストは、ここに鮮明である。

キリスト教的ヒューマニストらしく、道德の基礎を神および自然、すなわち自然法に求めたメランヒトン。この原理と要点とを、わが国では未だ本格的に紹介されていない資料に基づいて解明し、さらに具体的な教育課程について、その一端を明らかにするのが、本稿の目的である。派生して、宗教教育や道德教育とは、いったい人生にとって何なのか、混沌とした不安と無秩序のさなかにある現代人に対して、やはり秩序ある自然法が活かされる可能性は残されているのか、といった問題に対する答えの糸口を、少しでも見出せればと思う。

1 節 メランヒトンにおける自然法

西洋における自然法（lex naturalis, Naturrecht）の歴史は、古代ギリシア哲学にまでさかのぼる⁽¹⁶⁾。すでにノモス＝フュシス論争のなかで、法は自然（physis）に基づくものか、それとも約束事（nomos）か、が争われた。つまり、わたしたちが現実に生きる上で必要とされるさまざまな法、とりわけ道德は、その基礎を自然に見出すのか、それとも単なる時代や社会の約束事に見出すのか、という点をめぐる論争である。ソフィストのカリクレスは、「正義」や「平等」などは、弱者が自己防衛のために案出したお題目であり、こうした観念はすべて約束事にすぎない、とした。動物の世界と同様、人間世界においても、弱肉強食が自然の姿だというのである⁽¹⁷⁾。これは、サドやニーチェの思想の根源に位置する。こうした見方に対して、ソクラテスは、人間ならではの「善く生きること」を主張し、プラトンに至っては「善のイデア」こそ、真実在とされたのであった。

現代においても、道德の基礎を生物としての自然に求められるのか否か、道德とは何かをめぐって同様の議論が続けられているが⁽¹⁸⁾、ともかく「善のイデア」は、キリスト教においては「神」となり、わたしたち一人ひとりには、他とかけがえの

ない「心」(cor) が想定されるようになる。これは、神の像 (imago Dei) としての人間、人間の尊厳もしくは品位 (dignitas) の根拠ともなる⁽¹⁹⁾。『カノン法全典』(Corpus Iuris Canonici) のなかに編入されたとされる最古の教会法集成『グラティアヌス法令集』(Decretum Gratiani, ca.1140) の冒頭には、こう記される。

人類は二つの法によって規律されている。すなわち、自然法と慣習。自然法とは、聖書および福音書の中に含まれているものである⁽²⁰⁾。

これが、後のキリスト教社会における自然法理解のベースとなる。自然法は神に起源する。しかも、アウグスティヌスさらにトマス以降、これは人の「心に記された自然法」(lex naturalis in corde scripta) である⁽²¹⁾。これが、道德の基礎でもある。以下、中世を経て、宗教改革の時代、メランヒトンがこれをどう捉えたのか、ポイントを押さえておこう⁽²²⁾。

メランヒトンは、先にも触れたように、道德教育の重要性を重ねて説く点においては、キリスト教的道德哲学者とも称することが可能であろう。事実、多芸多才な彼においては、神学者としてのメランヒトン、自然哲学者としてのメランヒトンなど、さまざまな角度からのアプローチを試みることができるが、なかでも道德哲学あるいは倫理学は、彼において重要であった。その道德哲学者・メランヒトンの最初のまとまった著作が、『倫理学概論—善と悪の境界について—』(Epitome Ethices: De finibus bonorum et malorum, 1532) である⁽²³⁾。これは、6年後に『道德哲学概要』(Philosophiae moralis epitome, 1538) としてシュトラースブルクで出版された書物の源流に位置する。その後は、Philosophiae moralis epitomes libri duo, 1546. や Ethicae doctrinae elementa, 1550. というように、繰り返しメランヒトンは道德哲学および倫理学について講義をし、これを公にしている⁽²⁴⁾。基本形式は、アリストテレスの倫理学にならうものであるが、その精神はルターの影響を受けたキリスト教信仰で満たされている。最初にメランヒトンはこう答える。

1. 道德哲学 (philosophia molalis) とは何か。

それはすべての徳 (virtus) に対する義務 (officium) について教えてくれる完全

な知 (notitia) である。これを理性 (ratio) は人間の本性 (natura) と一致する (convenire) ものとして理解する。しかも、これは現在の市民生活 (civilis vita) を送る上で必要である⁽²⁵⁾。

アリストテレスとともにキケロからも多くを学んだメランヒトンは、「命令および禁止することにおける正しい理性」(recta ratio in iubendo et vetendo)⁽²⁶⁾の機能を大いに認め、これが人間の本性と一致するのだ、という。つまり、人間の自然本性には、本来、徳を実現する上での義務と、そのための知が刻印されている、という認識である。さて、人間のナトゥーラ、その最終の本体は心である。よって、徳に関するあらゆる情報は、この心にあらかじめインプリントされている、ということになる。しかも、この道徳は、市民生活を送る上で必要不可欠である。

まず、市民生活を平和に送る上で道徳哲学の意味を確認した後、やはりルター派神学者としてのメランヒトンが、第一に強調するのは、哲学と福音との区別である。

2. 哲学 (philosophia) と福音 (evangelium) とはどう違うのか。

まずここで、法 (lex) と福音とは別ものである、と十分に区別しなければならない。というのも、神の法 (lex dei) はわたしたちがどのようであればならないかを教え、神と人間とに関してどのような行いが優れているかを教えてくれるから。しかし、福音はわたしたちにキリストによる恩恵 (gratia) によって神に喜ばれることを教えてくれる。これは法ではない。どのようなことで神はわたしたちによってなだめられるか、いわばその原因や法の条件を付加するものではない。哲学は福音でも福音のある部分でもなく、神法 (divina lex) の一部である。というのも、自然法 (lex naturae) そのものは神によって人間の心のなかに (in mentibus hominum) 記されており、この自然法は、理性が認識 (intellegere) し市民生活にとって必要な徳に関する神の法であることは、正に真実であるから。すなわち、哲学とはもともと、自然法の解明 (explicatio) 以外の何ものでもない⁽²⁷⁾。

このように、メランヒトンはキリスト教という宗教を、個人の内的救済に関わる福音の次元と、日常生活を安全に送る上で必要な道徳の次元という、2つの次元で捉

えていることが明らかである。ともすると、熱狂主義者たちなどは、市民生活つまり道德を無視した無律法主義やスピリチュアリズムに傾斜しがちであるが、いつの時代でも危惧される宗教のこうした側面に対して、彼は大きな注意をうながし続けていた⁽²⁸⁾。あくまでも、ふだんの市民生活が秩序あるものとして保たれたところに、一人ひとりの人間が徳ある生活を送るなかに、福音が作用する。そして、信仰において受け容れられた福音は、結果として、わたしたちの道德的市民生活を、より完全なものへとしていく。これが、メランヒトンの教育思想の根底にある確信であった。よって、哲学と福音との区別は、彼においてきわめて重要であり、かつこの両者ともが必要なのであった。

さて、上の箇所、哲学は神の法、あるいは神法の一部であり、それは自然法でもあって、神によって人間の心に記されている、とある。しかも、それは理性によって解説される道德法でもあって、市民生活に必要である、と。この点について、メランヒトンの主著『神学要覧 (ロキ)』(*Loci communes, Heubtartikel Christlicher Lere*, 1553)を参照しつつ⁽²⁹⁾、整理しておきたい。

神の法に関する章の冒頭で、メランヒトンは「モーセにおける法は、3つの部分に分かれる」⁽³⁰⁾という。それは、①道德法 (Lex Moralis, Moralgesetz)、②儀式法 (Lex Ceremonialis, Zeremonialgesetz)、③裁判法 (Lex Iudicialis, Judizialgesetz)の3つである。とくに、①と②③とのあいだの区別を、メランヒトンは強調している。①の道德法は永遠法 (das ewige gesetz) であり、後の②③は、この世的であり、時間と場所により変化する。

道德法、これは徳に関する法である。これを、わたしはこれからこの書物のなかで、永遠法と呼ぼう。あるいは、罪に対する神の裁きに関する法と⁽³¹⁾。

いずれも重要ではあるが、メランヒトンにとってとりわけ重要なのは、もちろんこの道德法である。同時に、この永遠法は、メランヒトンによれば十戒として明示されている、という。

わたしたちは先へ進んで高貴なる永遠の法について語るべきなのだが、これを人々

は頼りなげな名前で「道徳法」と呼んでいる。わたしたちはこれを十戒と呼ぼう。というのも、永遠法の原理的な部分がこのなかにまとめられているから⁽³²⁾。

メランヒトンにおいて十戒 (die zehen gebott) とは、単なる 10 の警句ではなく、これこそが永遠法 = 道徳法の具体的表記である。

まず、しかし最初に、こう定義しておきたい。神の法とは、人が道徳法あるいは徳に関する、もしくは神の裁きに関する法、つまり十戒と呼ぶもので、神自身のなかにある、永遠に変化することのない知恵 (weißheit) であり、正義の規則 (regel) である。これは、美徳と悪徳とを区別し、悪徳に対して激しく怒る。この知恵の一部は、創造の際に (in der schopfung) 人間のなかに分け与えられていて、後にわたしたちが神自身の本性を知るようになり、わたしたちが知恵と正義において、神と似たものになる (gleichformig) という要請を知るために、神の言葉が与えられたのであった⁽³³⁾。

ゆえに、わたしたちは神と似たものになるために、つまり神の像としての完成へと近づくために、まずはこの十戒を、すなわち道徳法を、徹底して学ばなければならない。しかも、原罪後の罪人であるわたしたちにとって、この道徳法は、決してそのままの形で自ずと何の障害もなく認識されて実行に移されるものでもないことを、メランヒトンはもちろん押さえていた。『倫理学概要』では、こう記されている。

11. 徳とは何か。

もしこれをもっとも正確かつ明確に定義したいなら、徳とは正しい理性に従おうと傾く〔心を向ける〕(inclinare) 習慣 (habitus) であるといえる。もちろん、この法は自然本性のなかにはじめから置かれていなければならない。正しい理性には従うべきである⁽³⁴⁾。

しかし、人間はさまざまな情念 (affectus) による妨げ等によって、なかなか理性に服従しがたい。にもかかわらず、メランヒトンは「たとえ自然の病 (morbus

naturae) によって損なわれ (vitare)、ある程度は曇らされている (obscurare) にせよ、人間における神的なものの痕跡 (vestigium) であり像 (imago)』⁽³⁵⁾ としての知恵は、わたしたちのなかにいまでも残存していると見なす。「自然の病」とは「原罪」(peccatum originale) である。ここに、十戒に始まる教育が、まずは教会と学校において、強力に推進されることが求められるのである⁽³⁶⁾。

では、次に、道徳法の具体的表記である十戒について、メランヒトンが強調する要点を確認しておきたい。

2 節 メランヒトンにおける十戒の要点

第1の戒めから第10の戒めまで、メランヒトンは、その内容を逐次詳しく解説し、それぞれの戒めに対する違反としての罪と、さらにそれぞれの戒めにおける「善行」(gute werk) とは何かを、明らかにしていく。これらが、すべてメランヒトンにおける道徳法の骨子となっている。要点のみ、押さえておこう。

第1の戒め—あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない。あなたはいかなる像も造ってはならない。これは、「真の神の知」(vera notitia Dei, erkantnus des warhafftigen gottes) について述べている⁽³⁷⁾。メランヒトンが最初に強調するのは、たとえキリスト教徒ではない異邦人であっても、曇らされた自然の理解によってでさえ、天と地、わたしたちや他のすべての被造物が、もともと賢い全能なる存在によって作られ、いまでもすべてを保っていることを知っている、という点である。しかし、彼らはさまざまな仕方ですべて「真の神」からは遠ざかってしまう。なので、ここにわたしたちを「真の神」へと方向づけ、神をどのように正しく認識したらよいかを教えてくれる「規則」(Regel) が必要となる。これが、この第1の戒めである。「わたしは主、あなたの神、あなたをエジプトの国、奴隷の家から導き出した神である」⁽³⁸⁾。ここに、神の存在を証明する「外的なしるし」(ein eusserlich zeugnis) ある。神の厳然たる現在である。しかも、この神は、さらに一人子イエス・キリストを通じて自らを啓示する。

ところが、わたしたち人間の自然本性は罪と暗闇のなかに墮落してしまったので、「真の神」を認識することができない。しかし、聖書の言葉や奇跡、そして息子であるイエス・キリストを通じて、わたしたちは再び神へと向き直ることが可能である。

ただし、これは人間のなかにある自然本来の力によってのみでは不可能である。わたしたちの自然本性はあまりにも悲惨な罪のなかに曇らされているため、この第1の戒めを、自力で満たしたり保ったりすることはできない。メランヒトン、福音と聖霊によって、主であるキリストの働きを通じた回心を抜きにしては、これは成就できないと明言している。まずは、こうした人間の置かれた現在の罪の状況を直視するところから、すべてが始められなければならない、とメランヒトンは述べる。ゆえに、いくつかの徳目がここでは挙げられているが、とりわけ真の信仰としての「信頼」(vertrauen)が強調されている。つまり、こうした悲惨なわたしたちを救い、罪をゆるし、恵みを与えてくれた神の子、イエス・キリストへの信頼である。

わたしたちは、第1の戒めによって、①神を正しく認識し(rechte erkantnus des warhaggtigen gottes)、②神を恐れ(erschrecken)、③イエス・キリストに対する信仰としての信頼をもち(glaub, vertaruen)、④神を愛し(lieb)、信仰を通じて神の愛を心の内に点火し、⑤希望をもち(Hoffnubg)、⑥忍耐し(gedult)、⑦謙遜(Demut)を忘れずに生きるべきである。第1の戒めを満たすための徳目は、以上の7つである。

これらに対して、その違反としての罪も列記されている。これが「罪の第1段階」(der erste grad der sunden)から、第9段階まで示される。①神はいない、と思ったりいったりすること、②他の神を捏造すること、③魔術、④ユダヤ教、イスラム教など、自ら神を作り出す哲学的な誤り、⑤うぬぼれ、⑥うぬぼれの反動としての絶望、⑦礼拝の遂行によって罪のゆるしが得られるとすること、⑧傲慢、⑨忍耐に欠けること。以上9つである。とくに、礼拝や儀式を遂行しているというだけでは罪のゆるしにはならない、という点は、ルター神学を忠実に受け継いでいる。

第2の戒め—あなたの神、主の名をみだりに唱えてはならない。第1の戒めは、わたしたちの理解と心について述べているのに対して、第2の戒めは、わたしたちの舌と言説について述べている、とメランヒトンはいう。まず、この戒めにおける4つの善行を挙げている。①真の恐れと信仰のなかで神に依り頼むこと、②真の恐れと信仰のなかで神に感謝すること、③真の恐れと信仰のなかで律法と福音とを正しく純粋に説くこと、④真の恐れと信仰のなかで真の教えを告白すること、つまり信仰告白。

これらに対する違反としての罪は以下の通りである。①神への不敬、つまりエピクロス派やストア派のように、神を物理的な自然のなかに閉じ込めてしまい、神は

自然の秩序に対してなす術をもたないとする事、②異教徒が行うすべての間違った祈り、③魔術、④あらゆる種類の誤った教え、⑤神への恐れとキリストへの信頼を抜きにした祈り、⑥誤った誓いと偽証、⑦他のすべての人々を破滅させるよう神に祈り呪うこと、⑧感謝の祈りをしないこと、⑨あらゆる形の自画自賛、⑩偽りの見せかけ、⑪すべての邪悪な行いやものごとと結びついた躰き。

以上、第1と第2の戒めに対する違反には積極的な罰が下される、とメランヒトンは付記する。「というのも、罰をとまなわない律法は戯言であるから」(Denn gesetzo one straff ist ein vergebliche rede.)⁽³⁹⁾。これらの律法は、恵みによる罪のゆるしについて何一つ語らない。律法とは、あくまでもわたしたちの罪に対する神の恐るべき判断だけを明らかにする。福音と律法との区別は、ここでも強調されている。

第3の戒め—安息日を心に留め、これを聖別せよ。メランヒトンによれば、第1は心について、第2は舌について、第3は儀式についての戒めである。

ともかく、メランヒトンはこれら3つの戒めを律法の第一の板に属するものとして、これは神に関する真の知について語っているという。それに対して、第4からの戒めは、社会秩序と神による自然についての考察であり、律法の第二の板に属するという。ここで彼は『マタイによる福音書』22章37-39節を引き合いに出す。「『心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。』これが最も重要な第一の掟である。第二も、これと同じように重要である。『隣人を自分のように愛しなさい。』律法全体と預言者は、この二つの掟に基づいている。」メランヒトンによれば、第一の板を守ることができた場合に、第二の板もまた充実した神聖な行いとなる。

〔両方の板の〕義務は同じ (gleich) である。というのも神の本質 (gottes wesen) は同じであるから⁽⁴⁰⁾。

キリスト者の人生において、この両方の板に従うことは同時であり同等である。メランヒトンが再三強調するのは、わたしたち人間が神の本性を学び、それに似たものとなる (gleichformig) よう努力することである。そのために十戒はある。以下、さらにポイントだけを見ておこう。

第4の戒め—あなたの父母を敬え。このなかで神はわたしたちに、節操のない自

由ではなく、秩序 (Ordnung) と支配 (Regiment) とを求めているという。ところが、現実の人間は、「墮落した本性」(die verderbte natur) に従って、無秩序な自由に走っている。メランヒトンによれば、無秩序で、まるで手綱がはずされたような自由は、真に人間的で、高貴に値する「自由」(freyheit) とは見なされていない。これは、自由という言葉の濫用である。

自由とは、自らの身体と財産とを、神の法、もしくはわたしたちにとって心地よい他の正しい法に従って、秩序をもって用いること (ordenlichen gebrauch) である⁽⁴¹⁾。

わが身を含めてすべてのものを「秩序ある使用」に資するために、十戒すなわち神の法は、わたしたちの「手綱 (馬勒)」(zam)⁽⁴²⁾ となる。これは、わたしたちの心、口、手、他すべての肢体を引き締める手綱である。手綱は秩序へとわたしたちをもたらししてくれる。

メランヒトンによれば、神はこの世にさまざまな秩序を定めたという。それが、まず支配者と臣民、父と母、教師と生徒、等といった関係である。父母を敬え、というこの戒めは、こうしたこの世の秩序を制定したものとされる。とりわけ、敬うという「敬意」(ehrerbietung) の意味をメランヒトンは強調する。敬意こそが、神の法に従う源泉であり開始である。すると、神はわたしたちの内にその知恵と善さとを分け与えるようになる。そして、この敬意を教える役割を果たすのが、他でもない、親や教師 (schulmeister) である。ところが、教育においても規律においても、学校では勤勉さに欠けている、とメランヒトンは指摘する⁽⁴³⁾。この第4の戒めの違反として、彼は、両親や学校教師に対する子どもたちの不服従を挙げている。メランヒトンの教育思想を原理的に駆動させるモチーフとして、この第4の戒めは、きわめて重要である。

さて、この後、第5から10までの戒めが続くことになるが、それぞれにおいてこれまでと同様に、その解説と具体的な違反および善行について述べられることになる。とくに、第7の戒め「姦淫してはならない」では、「無秩序な情念と情欲」(unordenliche flammen und brunst) に注意が向けられる。

十戒の要点を総覧するに、メランヒトンが常に強調してやまないのは、やはり秩序ある愛であり、秩序ある人間の在り方・生き方である。そのためには、「手綱」と

しての十戒が必要である。すでに「墮落した本性」という馬を御するには、この「馬勒」が不可欠である。

続いてメランヒトンは、神の法の3つの用法について記している。いわゆる、律法の市民的用法、神学的用法、そして教育的用法である。メランヒトンが、信仰において日々の生活を送るキリスト者に対しても、絶えず神への同形化 (gleichformig) を目指して、律法を教育的に用い続ける必要性を説いたことは、重要である⁽⁴⁴⁾。信仰は、常にわたしたちの市民生活において、より完成された道德的な在り方・生き方として具体的に体现されなければならないし、またそうでない信仰は偽りである。

最後に、自然法について、メランヒトンは再び短くまとめている。これは、十戒において示された永遠に不変の神の知恵である、と。この世での「人間らしい」生 (das christliche Leben) にとって終生必須の手引きとされる自然法に深く根差しながら、メランヒトンは、これを社会上実現すべく、教育へと向かうのである。

3節 メランヒトンの学習改革

周知の通り、ルターによる宗教改革は、それまでのカトリック教会に基礎を置いた教育システムを、地方や国という領邦国家に基づくものに変容させた。ルター、メランヒトン、ブーゲンハーゲン、ブレンツといった宗教改革の指導者たちは、教会による教育の独占、宗教教育や古典教育のゆがみを正すべく、従来の教会を厳しく非難した。彼らは、その代わりに、公教育の「世俗的な」システムを導入した。すると、ウィットによると⁽⁴⁵⁾、教育による成果と目的が明確にされることにより、聖職者と並信徒とのあいだの伝統的社会的区別がなくなり、「世俗化」(laicization, Verbürgerlichung) と「現世化」(temporalization, Verweltlichung) が進行するようになる。これにより、教育および宗教の政治支配が後に広がることも事実であるが⁽⁴⁶⁾、当初、メランヒトンがどのように学習改革を進めたのか、その具体例を見ておきたい。1528年の「ザクセン学校規則」(*Kursächsische Schulordnung*)⁽⁴⁷⁾を、1533年にヴィッテンベルクのラテン語学校が導入するに当たり、そのカリキュラム内容がどう定められたのか、パウルゼンに基づいて明らかにしておこう⁽⁴⁸⁾。

学校には1人の教師と、3人の補助者がいる。授業開始時間は、夏学期は6時半。冬学期は7時半。*Veni creator spiritus* を歌い、祈りで授業が始まる。それから、2時

間のあいだ、個々の組に分かれて学習が行われる。上級クラスでは、テレンティウスとプラウトゥス。次のクラスでは、カトーとイソップが学ばれるが、その構文と語尾変化について試問される。続いて皆は教会に行き、すべて午前中は毎日、説教を聞き、讚美歌を歌わされる。教会の後は、文法の時間である。そこで上級の2つのクラスは1つになり、語形論を訓練する。10時から12時は、昼休み。午後の授業もまた、*Veni creator* という聖歌で始まる。最初の1時間は音楽。これは、上級の2クラスのみ。1時から2時のあいだ、第1組は2日に渡って統語論を暗唱し、他の2組はヴェルギリウスあるいはマントゥアヌスの『田園詩』(*bucolica*)、もしくはエオパヌスの英雄書簡を読む。第2組はドナートゥスを暗唱し、モセラヌスのパエドロギアを読み、2時から3時のあいだに生徒は帰宅する。3時から4時のあいだ、上級の2組は、再び一緒になり、エラスムスの『市民道徳について』(*de civitate morum*) やコロクイア、あるいはケケロの手紙やムルメリウスの格言集が与えられ、また別の日には、そこから作文したり語形変化させたりする。しかも、その際には音調論の訓練もする。最後は、*oratio vespertina* および詩篇から *Jesu redemptor* が歌われる。水曜日の午後は自由である。午前は作文が行われる。ど土曜日の午前中は福音書が文法的に講釈される。さらに日曜日でも説教の前に教理問答がラテン語とドイツ語とで行われ、祈りについて試問される。学校での言語は、ラテン語である。

これが、典型的なラテン語学校の学習計画である。すでに、初等入門書からラテン語で記されており、ラテン語学校ではラテン語を正確に教え、これ以外の言語を用いることは禁止されている。

このように、きわめて厳しい人文学のトレーニングを経て、さらに優秀な生徒は大学へと進学した。1536年のヴィッテンベルク大学の学習改革が記録として残されているが⁽⁴⁹⁾、それによると、学部は神学部・法学部・医学部・教養学部に分かれる。神学部のカリキュラムでは、中世以来伝統のペトルス・ロンバルドゥスによる『神学命題集』は、もはや教えられていない。代わりに、ルター的主張した通り『聖書』が中心である。教養学部では、これを原典で読むのに必要なヘブライ語やギリシア語が教えられる。他にも、詩学、文法、数学、弁証法、修辞学、自然学、道徳哲学が必修科目とされている。

以上は、メランヒトンの学習改革によって成立した学校カリキュラムのほんの概要である⁽⁵⁰⁾。キリスト教信仰をベースとしながら、その神が啓示された『聖書』と

いうテキストを読むためには、まずは言語の学習が必要とされるのはいうまでもない。もちろん、これは教会や学校や国家を担うべきエリートに向けられた教育である。メランヒトンは数多くのカテキズムも著して、エリートのみならず一般民衆やその子どもたちに、十戒を教え込む工夫にも尽力した⁽⁵¹⁾。

ギリシア・ローマの古典教養とキリスト教信仰とは、決して矛盾しない。メランヒトンにおける敬虔 (pietas) と教養 (eruditio) とは、深い相関関係にある⁽⁵²⁾。しかも、神は異邦人に対しても等しく自然法をその心のなかに刻印した。こうしたメランヒトンの自然法理解の前提は、宗派や宗教を超えて、再びリベラル・アーツを共通教養とするエキュメニカルな社会生活の実現へ向けて、わたしたちをいまでも鼓舞しているといえよう⁽⁵³⁾。

おわりに

はじめに見たように、「基礎づけ主義」は、現代では激しい攻撃にさらされている。その主張を、ボクは 10 カ条にまとめている⁽⁵⁴⁾。

- ①ある特定の道德的価値は、神によって定められている。
- ②それらは自然秩序の一部である。
- ③それらは永遠に妥当する。
- ④それらは例外なく妥当する。
- ⑤それらはどんな理性的動物によっても直接に知られうる。
- ⑥それらは「道德感覚」によって認識されうる。
- ⑦それらは人類とは独立に存在する。
- ⑧それらは主観的であるよりはむしろ客観的である。
- ⑨それらは全人類によって共通に保持されている。
- ⑩それらはあらゆる人間社会において案出されてこなければならなかった。

メランヒトンの自然法の主張も、これらのほとんどを含みこんでいる。

しかし、冒頭で確認したように、現代においては、まず「神」の存在が否定されるため、その後の項目もなし崩しになってしまう。かろうじて、他の動物との共通

性に着眼し、進化生物学や脳科学などの観点から、からだに根ざした「道德感覚」を擁護する主張が見られる⁽⁵⁵⁾。が、哲学的な視座においては、ニーチェやサドのような主張も、決して成り立たないわけではない。わたしたちは、混沌とした混迷の時代において、道德および道德教育を、さらには宗教および宗教教育を、どこに位置づけたらよいのだろうか⁽⁵⁶⁾。それは、やはり「自然」しかないように思われる。ヒックがいうように、何か特定の「神」に依拠するのではなく、「多くの名前をもつ神」、すなわち「自然」に依拠するしかないのではないか。

他の偉大な宗教的伝統が、万物の根底にして源泉であり、最高善の条件でもある究極的リアリティにたいする、異なりはするが（私たちに語りうるかぎり）等しく有効な人間的応答であると見なすようになれば、自分の伝統の精神的な源泉だけに自分自身を縛りつけておく理由はなくなるのである。これが私たちのホーム・グラウンドである⁽⁵⁷⁾。

「究極的リアリティ」に対する応答こそ、まさにすべての人類に開かれたスピリチュアリティのクオリアではなかろうか⁽⁵⁸⁾。それは、語りがたい「神」である。これこそが、わたしたちの「共通価値」となれたらよのだが。このような認識に至るためには、やはり「自由学芸」としての一般教養をないがしろにしてはならない。

畢竟するに、メランヒトン¹は道德の基礎としての自然法について繰り返し詳説し、あわせて伝統のフマニタスにしっかりと根ざすことにより、当時のエキュメニカル運動を推進しようとした。現代においても、この試行錯誤の歩みは続けられているし、また続けられなければならない。わたしたちは、メランヒトンのいうように、正しい理性に従おうと心を向ける習慣を、すなわち徳を、常に磨かなければならない生き物なのである。

注

- (1) ニーチェ『ツァラトゥストラはこう言った（上）』水上英廣訳、岩波文庫、1967年、14頁。
- (2) 「基礎づけ主義」の教育については、拙著『近代教育思想の源流—スピリチュアリティと教育』成文堂、2005年、を参照されたい。

- (3) サド『ジュスチヌスまたは美德の不幸』植田祐次訳、岩波文庫、2001年、87頁。
- (4) 同前書、88頁。
- (5) 詳しくは、拙稿「情動知能の育みと道德教育」人文学会紀要41号、国士舘大学人文学会編、2009年、を参照されたい。
- (6) サドはこう述べている。「おれたちが死ぬと、つまりおれたちを形づくっている要素が全体の要素に合体すると、おれたちは卑しい^{なま}生の物質の微小な部分と化して永久に消滅し、生前の素行がどうであったにせよ、一瞬、自然の^{るつぼ}を通り抜け、別の形をとってそこからほとぼしり出る。といっても、世にも恥ずべきふしだらな生活にふけた者よりも、ひたむきに美德に香を捧げた者のほうに多くの特権があるわけではない。なぜなら、自然の機嫌を損ずるものはない一つとしてないばかりか、だれしも同じように自然のふところから出た人間は、生あるかぎり自然の衝動に従って行動したあと、生存を終えると、自然のふところの中で例外なく同じ終末と同じ運命を見出すからだ」(サド前掲書、90頁)。
- (7) これに関連して、ノディングズ『幸せのための教育』山崎洋子・菱刈晃夫監訳、泉光書館、2008年、56頁以降を参照されたい。
- (8) 宗教がもたらす害悪についての遺伝生物学者ドーキンスの言葉。次を参照されたい。ドーキンス『神は妄想である—宗教との決別』垂水雄二、早川書房、2007年。
- (9) たとえば、次を参照されたい。ヤング『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』青木秀男他訳、洛北出版、2007年、および同『後期近代の眩暈—排除から過剰包摂へ』木下ちがや他訳、青土社、2008年。
- (10) 次を参照されたい。ギデンズ『モダニティと自己アイデンティティ—後期近代における自己と社会』秋吉美都他訳、ハーベスト社、2005年。ヤングもいうように、現代では「物質的に不安定で存在論的に不安な状況が、人々のあいだに、自分の感情を他人に投影するという態度を生み出し、道德主義を広める条件になっている」(ヤング前掲『排除型社会』、13-14頁)。これは現代日本も同様であり、ゼロ・トレランスやあらゆる形での統制、あるいは「道德教育」や「規範教育」の強調となって表れていることは、いうまでもない。
- (11) ニーチェ前掲書、62頁。
- (12) Cf. E.P.Meijering, *Melanchthon and Patristic Thought: The doctrines of Christ and Grace, the Trinity and the Creation*, Leiden, 1983.
- (13) 拙著『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』溪水社、2001年、を参照されたい。
- (14) 同前書、とくに183頁以降を参照されたい。
- (15) シュトゥッペリッヒ『メランヒトン—宗教改革とフマニスムス』倉塚平訳、聖文舎、1971年、

を参照されたい。

- (16) ミッタイス『自然法論』林毅訳、創文社、1971年、を参照されたい。
- (17) 『哲学・思想事典』岩波書店、1998年、653頁、を参照されたい。
- (18) 一連の拙稿「からだで感じるモラリティに向けて—脳科学から見た道徳」初等教育論集8号、国士舘大学初等教育学会編、2007年、同「センス・オブ・ワンダーを育む道徳教育に向けて—道徳性の生物学的基礎づけから」初等教育論集9号、国士舘大学初等教育学会編、2008年、同前掲「情動知能の育みと道徳教育」、同「快楽と道徳に関する一考察」初等教育論集10号、国士舘大学初等教育学会編、2009年、を参照されたい。
- (19) 金子晴勇『ヨーロッパの人間像—神の像と人間の尊厳の思想史的研究』知泉書館、2002年、を参照されたい。
- (20) ダントレーヴ『自然法』久保正幡訳、岩波書店、45頁。
- (21) 同前書、49頁。
- (22) すでに一応のまとめを、前掲拙著『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』、178頁以降で行っているので、参照されたい。拙稿「情念と教育—ルターとその周辺」近代教育フォーラム17号、教育思想史学会編、2008年、もあわせて参照されたい。メランヒトン初期の自然法理解について詳しくは、次を参照されたい。Wilhelm Maurer, *Der junge Melancthon: zwischen Humanismus und Reformation*, Bd.2., Göttingen, 1969. S.287ff.
- (23) これの邦訳の一部については、次を参照されたい。拙訳「メランヒトン邦訳ノート(4)」初等教育論集10号、国士舘大学初等教育学会編、2009年。
- (24) 道徳哲学・倫理学者としてのメランヒトンについては、次も参照されたい。Karl Hartfelder, *Philipp Melancthon: Praeceptor Germaniae*, Berlin, 1889. S.231.ff.
- (25) Hermann Heineck (hrsg.), *Die älteste Fassung von Melancthons Ethik*, Berlin, 1893. S.3.
- (26) ダントレーヴ前掲書、49頁。
- (27) Heineck, *op.cit.*, S.3-4.
- (28) Cf. Timothy J. Wengert, *Law and Gospel: Philip Melancthon's Debate with John Agricola of Eisleben over Poenitentia*, Grand Rapids, 1997.
- (29) Philipp Melancthon, *Heubartikel Christlicher Lere: Melancthons deutsche Fassung seiner LOCI THEOLOGICI, nach dem Autograph und dem Originaldruck von 1553*, Leipzig, 2002.
- (30) *Ibid.*, S.176.
- (31) *Ibid.*
- (32) *Ibid.*, S.177.

- (33) *Ibid.*, S.177-178.
- (34) Heineck, *op.cit.*, S.8.
- (35) *Ibid.*, S.5.
- (36) 前掲拙著『近代教育思想の源流』、165 頁以降を参照されたい。
- (37) Melanchthon, *op.cit.*, S.179.
- (38) 『出エジプト記』20 章 2 節。
- (39) *Ibid.*, S.191.
- (40) *Ibid.*, S.197.
- (41) *Ibid.*, S.200.
- (42) *Ibid.*
- (43) *Ibid.*, S.209.
- (44) 前掲拙著『近代教育思想の源流』、165 頁以降を参照されたい。
- (45) Cf. John Witte, JR., *Law and Protestantism: The Legal Teaching of the Lutheran Reformation*, Cambridge, 2002.
- (46) Cf. *Ibid.*, p. 291-292.
- (47) 前掲拙著『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』、222 頁以降を参照されたい。
- (48) Cf. Friedrich Paulsen, *Geschichte des gelehrten Unterrichts*, Bd.1., Leipzig, 1919. S.280-281.
- (49) 別府昭郎『ドイツにおける大学教授の誕生』創文社、1998 年、163-167 頁を参照されたい。
これは、Walter Friedensburg, *Urkundenbuch der Universität Wittenberg, Magdeburg, Teil 1, 1926 Teil 2. 1927.* に基づいているが、この資料のさらに詳しい紹介は、今後の課題としたい。
- (50) 前掲拙著『近代教育思想の源流』、152 頁以降も参照されたい。
- (51) 同前書、165 頁以降を参照されたい。
- (52) Cf. DONA MELANCHTONIANA: *Festgabe für Heinz Scheible zum 70. Geburtstag herausgegeben von Johanna Loehr*, Stuttgart, 2005. S.520.
- (53) Cf. Jörg Hausteine (Hg.), *Philipp Melanchthon: Ein Wegbereiter für die Ökumene*, Göttingen, 1997.
- (54) ボク『共通価値—文明の衝突を超えて』小野原雅夫監訳、法政大学出版局、2008 年、94 頁。
- (55) 前注 (18) を参照されたい。
- (56) 間瀬啓允編『宗教多元主義を学ぶ人のために』世界思想社、2008 年、を参照されたい。
- (57) ヒック『宗教がつくる虹—宗教多元主義と現代』間瀬啓允訳、岩波書店、257-258 頁。
- (58) 前掲拙著『近代教育思想の源流』、12 頁以降を参照されたい。